

小諸市告示第25号

小諸市健康づくり協力事業所登録事業実施要綱を次のように定める。

平成31年 2月28日

小諸市長 小 泉 俊 博

小諸市健康づくり協力事業所登録事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の健康づくりの促進及び健康寿命の延伸に寄与するため、市と事業所等が連携して健康づくり事業を推進する、小諸市健康づくり事業所登録事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録)

第2条 市長は、市内に活動拠点を有し、かつ、第5条に規定する協力事業を実施する事業所その他団体(以下「事業所等」という。)のうち、相当と認めるものを、健康づくり協力事業所として登録するものとする。

2 前項の登録を受けようとする事業所等は、小諸市健康づくり協力事業所登録申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の申請があったときは、登録の可否を決定し、小諸市健康づくり協力事業所登録可否通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

4 市長は、申請者が次のいずれかに該当するときは、登録をしないことができる。

(1) 事業所等の活動内容が法令又は公序良俗に反するとき。

(2) 宗教活動又は政治活動を目的としているとき。

(3) 暴力団(小諸市暴力団排除条例(平成23年小諸市条例第28号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)の統制の下にある団体その他反社会的活動のおそれのある団体であるとき。

(4) 自らの利益誘導を目的としているとき又は利益誘導のため偏った情報提供を行うおそれがあるとき。

(5) その他市長が適当でないと認めるとき。

(登録証)

第3条 市長は、前条の規定により登録を決定した事業所(以下「登録事業所」という。)

に登録証(様式第3号)を交付するものとする。

2 前項の交付を受けた登録事業所は、登録証を掲示することができる。

(変更の届出)

第4条 協力事業所等は、第2条第2項により申請した内容に変更が生じたときは、小諸市健康づくり協力事業所登録変更申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(協力事業)

第5条 登録事業所等は、市民の健康づくりに関する事業の推進に積極的に関与し、及び協力するとともに、健康づくりの促進に努めるものとする。

2 登録事業所が実施する協力事業は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 市民又は市民等で構成された団体(以下「市民等」という。)が行う、運動に関する事業への協力

(2) 市民等が行う食育の推進への協力

(3) 小諸市健康ポイント交付事業実施要綱(平成30年小諸市告示第41号)に基づき実施する小諸市健康ポイント交付事業への協力

(4) 健康づくりに適した料理の共同開発

(5) 市等が開催する自殺予防に関する研修の受講

(6) その他市民の健康づくりに寄与するもので、市長が認めるもの

(登録の辞退)

第6条 登録事業者は、登録後活動することができなくなった場合には、小諸市健康づくり協力事業所登録辞退届(様式第5号)を提出しなければならない。

(登録の取り消し)

第7条 市長は、登録事業所等が登録後に第2条第4項に該当することが判明した場合又は前条の届出があった場合には、登録を取り消すことができる。

2 前項の規定により登録を取り消された事業者は、登録証を掲示してはならない。

(周知)

第8条 市長は、登録事業者について、広報、公式ホームページ等により、市民に周知するものとする。

(情報提供)

第9条 市長は、健康づくりに関する情報を登録事業者に情報提供することができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年3月1日から施行する。